特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書

国民の大半は、特定秘密保護法案が国民主権と深く関わることから、慎重審議や反対を求めていたにもかかわらず、安倍政権は数の力を背景に強行採決しました。こうした政府の国民を軽視する姿勢や、法律に対する疑念も払拭されていないことから、批判も高まり、各層・各地域から廃止を求める声が相次いでいます。

国会での審議が進むにつれて、修正や訂正が繰り返し行われても特定秘密の基準が極めて曖昧で、期間も最長６０年として例外を設けるなど、行政機関の判断で国民の共有財産である情報が、永久に隠匿される可能性も明らかとなりました。また、第三者機関の設置についても、「独立した公正な立場で検証、監察できる新たな機関の設置を検討する」として、国会答弁のなかでは、内閣府に保全監視委員会等を設置するとしましたが、あくまで内部機関であり、チェック機関としての機能は疑わしいものがあります。

このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると９割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確です。したがって、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受け止め、「特定秘密保護法」を廃止することを強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年3月１３日

大空町議会議長　　後　藤　幸太郎

【　送　付　先　】

・衆議院議長　　　伊　吹　文　明

・参議院議長　　　山　崎　正　昭

・内閣総理大臣　　　安　倍　晋　三

・防衛大臣　　　小 野 寺　五　典